

鎌倉日和

vol.53

今年のゴールデンウィークは、数年ぶりに海外旅行に行かれる方も多いのではないのでしょうか。SNS等により、気軽に海外の情報を得られるようになり、様々なことがデジタル化され便利になりました。しかし、人の温もりや五感を刺激する体験は、画面越しでは決して得ることはできません。海外に行くことは難しくても、長期休暇を利用して「リアル」の価値を再認識するような経験ができればと思います。



鎌倉ブランドのお客様

Régalez-vous (レガレヴ) 様

● 幸せな香り漂う店内 ●

鎌倉駅西口御成通りを歩いてすぐの場所にあるカフェレストラン「Régalez-vous (レガレヴ)」。扉を開いた瞬間、店内いっぱい広がる焼き立てのお菓子やパンの香りが来店客を包み込みます。次々とやってくるお客さんが「美味しそう！」と商品を選んだり、期待に胸を膨らませながら席でアシェット・デセール（パティシエが目の前で仕上げるデザートプレート）が運ばれてくるのを待っている様子を眺めながら、店内の一角をお借りして、オーナーシェフの佐藤亮太郎さんにお話をうかがいました。



● 鎌倉とパリは似ている ●

佐藤さんは26年間パリの最先端で活躍してきたパティスリー業界の有名で、パリの三ツ星レストランのスーシェフを務めたり、ハリウッドスターやルイ・ヴィトンなどのラグジュアリーブランドのケーキを手掛けたりするなど、華やかなキャリアを積んできました。でも、最初から順風満帆だったわけではありません。若い頃にあてもなく渡仏、言葉もろくに話せず、無給でもいいからと働かせてくれる店をなんとか見つけ、がむしゃらに働き続けあらゆる知識や技術を身につけました。周りの日本人が数年で帰国するなか佐藤さんはフランスに残り、家庭を築き、「中身はフランス人」と自他ともに認めるほど、フランスに根付いていきました。そろそろ自分の店を構えようと準備を始めた矢先に佐藤さんを襲ったのが、コロナによるパリのロックダウンでした。

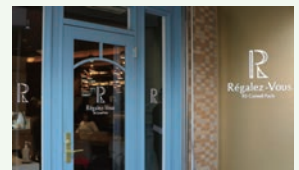


フランスにいても仕事ができない、日常生活を送ることすら息苦しい状況が続き、逃げるように日本に一時帰国をした際、ある友人から「それなら日本で店を開きなよ。それも鎌倉で」と言われたといいます。そんな大胆な発言をしたのは、若宮大路沿いに店を構える、「ロミ・ユニコンフィチュール」いがらしろみさんでした。実は、いがらしさんと佐藤さんは、同じ店で厳しい修行をともにした30年来の「戦友」で、ことあるごとに近況報告をしあう間柄です。そんな信頼する戦友からの勧めで鎌倉を訪れるうちに、とんとん拍子で物件も見つけ開店準備が始まりました。

● 開店から3年経った今、歴史や自然を背景にした豊かな食文や、住民の食に対するこだわり、地元愛や誇り、良いもの悪いものをはっきりと評価する厳しさなど、鎌倉とパリは似ていると感じているそうです。だからこそ、日本一号店を鎌倉に開くということが、まるで運命だったかのようにスムーズに実現したのかもかもしれません。

● 「自分しかできない」こそブランディング ●

● 商標登録をした「Régalez-vous」は料理で客人をもてなす時に使うフランス語で、「どうぞ心ゆくまで味わい満喫してください」という想いが込められた言葉です。これを聞いた友人たちからは「亮太郎っぽいね」と言われたそうです。というのも、フランスでのキャリアが長い佐藤さんの元には、フランス修行を志す若者がひっきりなしに訪れるので、いつも誰かしら家に来ている状況だったからです。「もてなすって程のことはしてないんですけどね」と笑う佐藤さんですが、兄貴分として頼られてきたことがそのまま自身のブランド名になったという、究極のブランディングの姿と言えるのではないのでしょうか。



● また、佐藤さんは「パリをそのまま伝えること」が自分の使命だと言い切ります。例えば、商品の作り方一つとっても、フランスと日本、特に湿気が多い鎌倉とでは、同じ素材で同じ温度で焼いても同じものは出来上がりません。多くの場合、日本の環境にあわせてアレンジしていくことになりませんが、佐藤さんはフランスの味にこだわり、再現できるまで工夫に工夫を重ねています。そして、フランスの職人の優れた部分、駄目な部分を知り尽くしているからこそ、人材育成の考え方もまた独特です。「何事もマニュアル通りにやりたがる日本の若者に、様々なアプローチで物事を考えさせ、彼らなりの自由な表現ができるように育ていくのが、僕の役目なのかな」と語る表情には、パリの「兄貴」の表情が垣間見えました。

● 当事務所は、佐藤さんのように「自分しかできないこと」を突き詰めることでブランディングをし、事業を行う皆さまを知財の面からバックアップしていきたいと思えます。

Régalez-vous

神奈川県鎌倉市御成町 10-4
TEL : 0467-81-3719
URL : <https://regalezvous.com/>



ブランドのタネ

● パリといえば・・・ ●

今回は、パリの兄貴こと佐藤亮太郎さんからお話を伺いました。

特許や商標を取り扱う仕事をしていると、フランスの「パリ」には特別な印象があります。というのも、知的財産に関する国際的な取り決めとして、1883年に当時の列強国によって締結された「パリ条約」というものがあるからです。



このパリ条約は、140年が経過した今でも現役バリバリの条約で、弁理士試験の「条約科目」を勉強する際には、最初に叩き込まれる内容です。

19世紀後半にパリで開催された国際博覧会には、当時の最先端技術やブランドが出品されました。

しかし、当時の各国では知的財産権（工業所有権）の保護方法がバラバラで、出品物が他国に模倣される懸念がありました。そこで、国際条約としてパリ条約が締結されたのです。

日本がパリ条約に加盟したのは1899年で、その時期、我が国は幕末から開国にかけて諸外国と結んだ不平等条約の撤廃を国是としていました。そして、1894年の日英通商航海条約により領事裁判権が撤廃され、不平等条約の改正への道筋がつかまりました。その英国との条約締結の条件の一つが、まさにパリ条約の加盟でした。これにより、日本は国際的にも早い段階で知的財産権制度を整備し、その後の日本の産業振興に大きく貢献したといわれています。

パリ万博は数回開催されていますが、日本が初めて参加したのは1867年のパリ万博です。数寄屋造りの茶室を設けたり、日本の軽業師がアクロバットを披露したりしたそうです。パリ万博に参加した訪欧使節団は50日かけて渡仏しましたが、現在は年間約50万人の日本人が渡仏し、約30万人のフランス人が訪日しています。19世紀から考えると、日本とフランスの距離はずいぶん縮まりましたね。



引用: 国立国会図書館



引用: 鎌倉市ホームページ

フランスとの関係性が強い都市です。歴史的な背景を考えると、鎌倉で、「人をもてなす (=Régalez-vous)」という事業

「Régalez-vous (レガレヴ)」とは、人をもてなす際に使うフランス語とのこと。鎌倉市は、フランスのニース市と姉妹都市であり、2020年東京オリンピックのフランスのホストタウンになるなど、

を行うというのは、心に深く響くものがあります。

佐藤さんは「パリをそのまま伝えること」が使命だとおっしゃっていますが、フランス語で「そのまま」という意味で「telle quelle (テルケル)」という言葉があります。そして、「telle quelle (テルケル)」は、パリ条約における商標保護の重要な規定でもあり、「テルケル商標」と言われています。

パリ条約は、ざっくり言うと「自国民と外国人を平等に取り扱う」という内容の条約です。特許権や商標権の取得において外国人を不利に扱う制度があると、国際間の産業発展や流通の円滑化に支障をきたします。

そこで、自国民と外国人の平等をパリ条約の基本とし、国際的な知的財産の保護を目指しました。



しかし、商標の国際的な保護において「平等」であることは簡単ではありません。商標は自分の国の文字で表記することが多いので、商標権を取得したい外国において、もし「自国民も外国人も平等に漢字の商標しか認めない」といった規定があったとすると、表面上は平等でも、実質的には漢字を使用しない外国人の締め出しになりかねません。たとえば、「Régalez-vous」を漢字表記にするなんて、難しいですよ。

商標は、「そのままの表記」であることが非常に重要なのです。そこで、自国民には漢字での商標登録を要件とする国でも、外国人については、漢字に翻訳することなく、そのままの表記で登録を認めるという制度が設けられました。これが「テルケル商標」です。

知的財産というと、とにかく「新しいもの」というイメージですが、パリ条約も、日仏の信頼関係も、国際間の商標にしても、国を超え時代を超えて受け継がれてきた、「そのまま」に価値があるともいえます。

受け継がれてきたものを大切にしつつ、その上で新しいものを作るのが知的財産の本質なのです。

受け継がれてきたものを大切にしつつ、その上で新しいものを作るのが知的財産の本質なのです。

受け継がれてきたものを大切にしつつ、その上で新しいものを作るのが知的財産の本質なのです。

弁理士 芦田圭司

特許（登録）証デジタル化について

特許庁のデジタル施策推進により、2024年4月1日から特許（登録）証の紙での発行が廃止され、PDF形式となりました。

当事務所では、特許権や商標権は目に見えず実感がしにくい財産権だからこそ、目に見える形でお客様にお届けしたいと考え、特許庁から受領したデジタルデータを弊所にて印刷し、郵送することにしました。

PDFについてもご登録のメールアドレス宛にお送りしますので、必要に応じてご利用いただければ幸いです。



SHOUSEI International Patent Office

将星国際特許事務所

〒248-0006

神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL: 0467-73-8540 (平日10:00~18:00)

FAX: 0467-73-8541

Email: info@shousei.jp

URL: https://shousei.jp/

